

高知県庁環境マネジメントシステム実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高知県が一事業者として、環境マネジメントシステム（以下「システム」という。）を用いて、組織的かつ継続的にエコオフィス活動等を実施することによって、県が管理する施設等から排出される温室効果ガスの削減を行い、地球温暖化対策を推進するために必要な事項を定めるものとする。

(システムの法的な位置付け)

第2条 このシステムは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条に規定する地方公共団体実行計画に定める目標及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）第5条第1項に基づき規定されているエネルギーの使用の合理化に関する事業の判断の基準（経済産業省告示）において定めることとされているエネルギー使用の合理化に関する目標を達成するためのものである。

(システムによるエコオフィス活動)

第3条 第1条のエコオフィス活動（以下「エコオフィス活動」という。）は、次の活動をいう。

- (1) 電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油、A重油、水、一般炭、ヘリコプターのジェット燃料、船舶の航行に用いる軽油等の使用量の削減をすること。
- (2) グリーン購入を推進すること。
- (3) 紙の購入量を削減すること。
- (4) ごみの減量、再使用及び再資源化（いわゆる「3R」をいう。）の推進をすること。
- (5) 施設の新設又は改修時における省エネの検討、計画的な改修等を実施すること。

2 高知県は、エコオフィス活動を行ううえで、次の取組を推進するものとする。

- (1) 職員への地球温暖化対策の啓発のための研修会の開催
- (2) エコオフィス活動の組織化
- (3) エネルギー使用の監視
- (4) 施設の緑化等の実施
- (5) 次世代自動車又は低燃費車の導入促進、エコドライブの普及、公共交通の利用促進及びエコ通勤の促進
- (6) 施設の省エネ改修及び再生可能エネルギー設備の施設への導入
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策へ向けた効果的な取組

3 高知県は、エコオフィス活動を実施するにあたっては、高知県庁エコオフィス活動ルールを策定し、PDCAサイクルを用いて効果的に取り組むこととする。

4 高知県は、システムにおいて、エコオフィス活動を見える化する情報の管理ツール及び集約ツールとして、次のものを用いるものとする。

- (1) コツコツニュース 各庁舎のエネルギー使用実績から算定した当該庁舎の排出二酸化炭素量の管理等を行うもの（別記第1号様式）
- (2) 県庁の温室効果ガス排出量算定調査票 各庁舎及び所属の温室効果ガス排出量等の算定に用いるもの（別記第2号様式）
- (3) 省エネ改修の予定及びエネルギー使用合理化期待効果票 施設の省エネ改修の予定を報告するもの（別記第3号様式）

（実施機関）

第4条 システムの実施機関は、全ての所属（本庁各課、出先機関、県立学校、教育機関、病院、警察本部及び指定管理施設等）とする。

（推進体制）

第5条 このシステムにおける推進体制の長は知事とし、毎年度、環境計画推進課長は、取組結果を庁議等に報告するものとする。

- 2 エコオフィス活動の推進においては、庁舎管理責任者（指定管理施設責任者を含む。以下「庁舎管理責任者等」という。）を中心に行うものとし、各所属長は、協力及び連携を図りながらエコオフィス活動を実施しなければならない。
- 3 庁舎管理責任者等及び所属長は、職場実態等に応じた活動体制をとり、庁舎内に他団体等がある場合は、システムへの協力について書面等により依頼し、エコオフィス活動を実施するものとする。
- 4 環境計画推進課は、エコオフィス活動に関する支援、結果の情報共有等、システムの推進を総合的に行うものとする。

（高知県の環境方針）

第6条 高知県は、高知県の環境方針として、地球温暖化対策のため、次のとおりエコオフィス活動を展開することとする。

- (1) 高知県庁エコオフィス活動ルールの遵守
 - (2) 所属職員全体でのPDCAサイクルの実施
 - (3) 職員一人ひとりの省エネに向けた率先行動
 - (4) 地球温暖化対策につながる取組の積極的な実施
 - (5) 取組結果の積極的な情報発信
- 2 所属長は、高知県の環境方針に基づき、所属の重点活動内容として、毎年度、所属の状況に応じた所属の環境方針を決定するものとする。

（高知県の環境目標）

第7条 高知県の施設から排出される温室効果ガスの年間総排出量（二酸化炭素換算値）を、基準年度である2013（平成25）年度の年間総排出量から、2030（令和12）年度末までに50

パーセント削減、2035（令和17）年度末までに65パーセント削減、2040（令和22）年度末までに79パーセント削減することを、高知県の環境目標とする。

- 2 庁舎管理責任者等は、高知県の環境目標の達成を目指し、毎年度、庁舎の状況等に応じて、庁舎の環境目標を決定するものとする。この場合において、高知県の環境目標の達成期限までに高知県の目標を達成するように留意して設定するものとする。

（省エネ法に基づくエネルギー管理）

第8条 省エネ法に基づき、庁舎管理責任者等及び所属長は、次のとおりエネルギー管理を行うものとする。

- （1）第9条で規定する管理標準に基づいたエネルギー管理の実施
- （2）庁舎及び所属の使用する機器類等のエネルギー使用実態の把握
- （3）庁舎及び所属の業務実態を考慮し、かつ、県民サービス、職場環境等に支障がないように留意したうえでの組織的に有効な省エネ行動の実施
- （4）庁舎及び所属でのエコオフィス活動の推進

- 2 庁舎管理責任者等及び所属長は、庁舎の環境目標に対する達成が困難と思われる場合、是正措置を検討し、必要がある場合は、重点活動内容をはじめとする所属の活動方針を見直し、エコオフィス活動の改善に努めるものとする。

（管理標準）

第9条 高知県は、県庁全体に共通するエネルギー管理基本事項（事業者として守るべき8項目をいう。）及び共通的な設備（空調設備、照明設備等をいう。）の管理標準を高知県庁エネルギー管理標準として定め、県庁のエネルギーを消費する設備の管理を行う。

- 2 高知県は、各施設のエネルギー管理基本事項及び設備の管理標準をエネルギー管理標準として定め、施設ごとのエネルギーを消費する設備の管理を行う。

（記録と情報共有）

第10条 庁舎管理責任者は、毎月末日までに庁舎における前月のエネルギー使用実績データ（庁舎に属する対象組織以外の事業所等のエネルギー使用実績データを除く。）等をコツコツニュース（エネルギーデータ編を含む。）に記録し、庁舎内の各所属等で情報共有するものとする。

（エコオフィス活動の展開）

第11条 所属長は、職員等とのコミュニケーションを図り、庁舎内で展開するエコオフィス活動への提案、アイデア等があった場合は、庁舎管理責任者等に報告する。当該報告を受けた庁舎管理責任者等は、コツコツニュースのエコ・コミュニケーション欄に記載するものとする。

- 2 庁舎管理責任者等は、前項の提案等があった場合は、必要に応じて「庁舎の省エネ独自ルール」に規定し、エコオフィス活動の展開を図るものとする。
- 3 所属長は、所属内でエコオフィス活動チェックリスト（別記第4号様式）を用いて、所属内のエコオフィス活動のPDCAサイクルの取組状況の把握、改善等を実施するものとする。

（取組結果の報告及び公表）

第12条 次の表の左欄に掲げる者は、取組実績として同表右欄の情報を、別に指定する提出期限までに、環境計画推進課長に報告するものとする。

報告者	情報
庁舎管理責任者 （指定管理施設の場合は、指定管理施設所管課長）	県庁の温室効果ガス排出量算定調査票の報告（全ての月の数値等のデータが入ったもの）
所属長	県庁の温室効果ガス排出量算定調査票の報告（全ての月の数値等のデータが入ったもの）
各部局主管課長	省エネ改修の予定及びエネルギー使用合理化期待効果票

- 2 環境計画推進課長は、高知県の施設等から排出される温室効果ガス排出状況の結果並びに庁舎及び所属単位の取組結果等について、高知県のホームページ及び高知県環境白書により公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。